

令和3年1月 総会議事録

日 時 令和3年1月29日(金)
午前9時30分
場 所 豊橋市役所 東85会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年1月29日(金)
午前9時30分開会 午前10時20分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第70号 農用地利用集積計画について
 - 議案第71号 特定農地貸付けの承認について
 - 議案第72号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第73号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第74号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)定期検証について
 - 議案第75号 令和2年慶弔費の収支決算について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果について
- 4 その他
 - 人・農地プラン
 - 事務連絡

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 ー
4 番 ー	5 番 ー	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 ー	12 番 ー
13 番 高部 宏生	14 番 ー	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 ー
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 ー

6 欠席委員 太田由美子、加藤 正雄、河合 孝子、陶山 哲
高畑 隆一、中野 安男、藤城ひろみ、村松 史子

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名
農業支援課 1名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 1 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしく願いたします。

会 長 <あいさつ>
それでは、総会を始めます。
なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いたします。

議 長 本日は、1 月 14 日からの国の緊急事態宣言を受け、出席委員
を別紙のとおりとし、進行することといたします。
また、会議時間の短縮のため、事務局の説明は要点を抑え、
できるだけ手短かに願いたします。
なお、出席委員は、24 名中 16 名で過半数に達していますので、
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会
は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号15番彦坂幸委員、同16番日向勉委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、14日の書類説明会、農業委員による現地調査及び21日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号3番の所有農地で雑草が伸びていた件について、現在田畑転換のため農地改良中で、雑草の上から土を入れるとのこと。令和2年11月16日付で、令和3年2月末までに完了する計画で農地改良届が提出されておりました。

番号4番、5番及び6番の営農型太陽光の案件について、田原市の所有農地が農地利用されていなかったため、1月28日付けで取下げ願いが提出されました。

その他について取下げ、変更等はございません。

本日は議案の他に番号3番の営農型太陽光を前提とした新規営農の案件について、21日の審査会にて実施した聞き取りの概要を資料1-1として配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4条及び5条関係の変更等についてですが、補助資料番号5番について、書類説明会では一時転用期間3年と説明しましたが、農用地区域外の第2種農地ということで10年とすることができます。転用者から10年に変更したいとの申し出がありましたので、3年から10年に修正しました。

これまでの対応状況につきましては、補助資料3ページ番号3番は、建築指導課及び廃棄物対策課と調整中でしたが、建築指導課については建物の屋根を撤去したため問題ないとのことです。

また、廃棄物対策課と転用者との調整で、水回りの壊れた物

を置くことは問題とのことで、転用者がすべて撤去しました。今後、建築現場で出たごみは持ち帰らず、再利用するものだけ持ち帰り置くようにとの指導を受けました。また、審査会でも既設及び資材置場がゴミ置き場にならないように確認できました。資料1—2として審査会での聞き取り調査の結果を配布していますので、併せてご覧ください。

次に補助資料4ページ番号14番については、3条の番号4番と5番と同時申請のため同様に1月28日付けで取下げ願いが提出されました。

議長 よろしくお願いたします。
変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。
資料1の議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第67号、1ページをご覧ください。

番号1番から3番までにつきましては、書類説明会時にご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

番号1番及び2番ともに申請者の年齢が70歳を超えていますが、健康状態に問題はなく、息子が後継者となる予定です。

番号3番の申請者は年間100日ですが、妻が150日従事する予定です。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

議長 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員 議長 「進 行」
 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、議案第 68 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 番号 1 番の 1 件を上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第 68 号、2 ページをお願いします。
 番号 1 番につきましては、書類説明会時にご説明したとおり立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
 また、周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣接承諾書の添付又は承諾を得た旨の記載があります。
 詳細につきましては議案をご覧ください。
 ご審議の程よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」
 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
 異議なしと認めます。
 よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第 69 号「農地法第 5 条の規定による許可申

請について」を議題といたします。

番号1番から13番までの13件を一括上程いたします。

内容について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第69号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番から13番までの13件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題はありません。

但し、番号3番につきましては先ほどご説明をしたとおり、一体利用地の問題点も建築指導課及び廃棄物対策課とも調整ができ、両課の指導に基づいた対応をいたしました。

また、資料1-2聞き取り調査にもあるように申請者に対して指導を守るよう再確認をしました。

信用性については全案件とも特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、番号3番の地役権者である中部電力の同意書が添付されています。その他の案件については該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、全ての案件とも隣地承諾書の添付又は承諾を得た旨の記載により問題はありません。

一時転用については、番号5番が該当し、10年の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

ご審議の程よろしく願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決

しました。

続きまして、議案第 70 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 70 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、12 月 24 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3 件 4 筆 3,131 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、1 月 21 日の農地審査会において、中野委員、小林澄夫委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、

1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること

2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

の各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑

を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長

続きまして、議案第 71 号「特定農地貸付の承認について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 71 号、6 ページをご覧ください。

特定農地貸付法第 3 条 3 項各号の農業委員会が承認するための要件について、承認申請書、事務局及び農業委員の方による現地調査をもとに説明します。

第 1 号周辺農地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような適切な位置にあることについては、集団優良農用地を分断し、集団性を失わせるような場合に該当せず、適切な位置にあると判断しております。

妥当な規模であるかについては、周辺の産業としての農地利用に与える影響、利用者の数等勘案し妥当な規模であると判断しております。

第 2 号貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正かについては貸付規定を設けてそれに基づいて募集を行うこと、申込者が募集を上回った場合は抽選で利用者を決定することになっていることから、募集及び選考の方法が公平かつ適正であると判断しております。

第 3 号特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保することができるかについては貸付農地の適切な利用を確保するために、指導員を配置し、見回り・利用者に対する指示、作物の栽培等の支援を行うことになっております。また貸付条件が特定農地貸付法で定める要件を満たしており、利用者に対して不当に不利益を与える条件もないため、適正かつ円滑な実施を確保できると判断しております。

第 4 号所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されていないことについては、自作地であり耕作権の設定はされてお

らず、耕作の事業に供されておられません。

従いまして、特定農地貸付法第3条3項各号の農業委員会が承認するための要件を満たしていることを確認しております。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第72号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第72号7ページ及び8ページをご覧ください。

議案第72号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

番号1番は水稻による経営です。

番号2番は水稻による経営です。

番号3番はミカン等の果樹による経営です。

番号4番は露地野菜による経営です。

番号5番と6番は同一の農地に対する共有の持ち分によるものですのでまとめて説明します。

番号5番及び6番は露地野菜等による経営です。

番号7番は露地野菜による経営です。

この7件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確

認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号3番から7番までの特例適用農地の全てが該当いたします。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第73号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第73号 9ページ及び10ページをご覧ください。

議案第73号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番は畑作による経営です。

番号2番は水稻及び畑作による経営です。

番号3番は水稻及びナス等による経営です。

番号4番はハウスにおける大葉による経営です。

番号5番はミカン等の果樹による経営です。

番号6番は水稻、ブロッコリー及びハウスでのミカンによる経営です。

番号7番は畑作及び柿による経営です。

番号8番は水稻による経営です。

この8件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号2番に2筆、3番に4筆、

1 番、4 番、5 番、7 番の特例適用農地の全てが該当します。
 以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
 を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認
 することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。
 よって本案はさよう決しました。
 続きまして、議案第 74 号「地域の農業の振興に関する地方公
 共団体の計画（27 号計画）定期検証について」を議題といたし
 ます。

事務局 番号 1 番から 25 番までの 25 件を一括上程いたします。
 内容については、事務局に説明をお願いします。
 はい、議長。
 議案第 73 号について説明させていただきます。
 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる 27
 号計画に位置付けて農用地区域から除外した施設等についてで
 すが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1
 項第 27 号ハ（定期的な検証）を行う必要があるため、計画通り
 に効果が発揮されているかどうか、今年度は昨年 12 月に検証を
 行いました。
 今回の検証対象 25 件のうち、計画効果が認められたものは、
 2 番、3 番、6 番から 16 番、18 番から 25 番の 21 件、効果が確
 認できなかったものは、1 番、4 番、5 番、17 番の 4 件でした。
 効果が確認できなかった 4 件のうち、事業計画者の状況の
 変化により、計画実現が困難な状況であると認められる 4 番の
 案件については、計画の中止とし、その他の 3 件については、今
 後計画効果の達成に向けて、事業計画者と調整していくことと
 なり、来年以降も引き続き検証を続けることとなります。
 この検証結果につきましては、1 月 14 日（木）の書類説明会

において、農業委員の方々に説明をし、1月21日（木）の農地審査会までに現地確認の回答をいただき、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了解をいただいております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号ハ（定期的な検証）に基づいた検証について、客観性の確保のため、農業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議の程をお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）定期検証についての、農業委員会の意見は「適正である」と回答することに決して異議ございませんか。

「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、本案についての農業委員会の意見は「適正である」と回答することに決しました。

続きまして、資料2の議案第75号「令和2年慶弔費の収支について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明いたします。
資料2の令和2年慶弔費収支決算書をご覧ください。
（収支の部、支出の部の読み上げ）

なお、去る1月21日の運営委員会において、監査役である小林澄夫委員、松井耕治委員に監査をしていただき適正に処理されたことを確認していただきました。

説明は以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発表を願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑

を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 12 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 16 番までの 16 件、及び 15 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 22 番までの 22 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。報告書をもとに農地法第 2 条第 3 項各号に定められた要件を満たしているか確認をします。

①法人形態要件とは、農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかになります。また、株式会社の場合は、公開会社でないものつまり株式譲渡制限があるものに限られます。なお、有限会社はみなし株式会社として扱います。

②事業要件とは、売上高の過半が農業関連であること。

③議決権要件とは、法人の議決権の過半が農業関係者であること。

④役員要件とは、役員の過半が農業関連の常時従事（150 日以上）する構成者であり、かつ一人以上は農作業に従事する人（60 日以上）であること。

以上の 4 つの要件を確認します。

番号 1 番から 7 番は、いずれも農地法第 2 条第 3 項各号に定められた要件を満たした内容でしたので、当該法人が農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願出内容及び添付書類を審査の上、1 月 22 日付けで証明を行いました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件については、名古屋地方裁判所豊橋支部執行官からの照会です。

番号 1 番は、市街化区域内の農地です。

農地法第 5 条の届出が提出されています。備考欄に記載の委員の方々に現地調査をしていただきました結果、農地以外に利用されていたので、「農地性なし」として、1 月 14 日付けの事務局長名で回答いたしました。

番号 2 番は、市街化調整区域で、農用地区域外の農地です。4 筆照会がありましたが、本会が農地として登録している筆が 1 筆でしたので、その筆について備考欄に記載の委員の方々に現地調査をしていただきました結果、農地として利用されていたので、「農地性あり」として、1 月 22 日付けの事務局長名で回答いたしました。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。
以上で、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 5 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。（午前 10 時 7 分再開）
次に「人・農地プラン」について、農業企画課の担当から説明があります。 お願いします。

農業企画課 <説明>

議 長 今の説明について質問等がございましたらお願いします。

【質疑・応答】

議 長 他にありませんか。

なければ、次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議 長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の方は、本日配布された「資料1」及び「資料3」並びに書類説明会資料等をその場に置いて退席をお願いします。

(午前10時20分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年1月29日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(15 番 彦坂 幸 委員)

議事録署名者
(16 番 日向 勉 委員)